

## V 国際課税に関する改正

### 1 恒久的施設の範囲の見直し

#### 〔制度の概要〕

恒久的施設（PE）の定義について、それぞれ以下のとおりとされています。

- (1) 外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で次に掲げる場所（旧法二十の十九イ、旧法令4の4①）《いわゆる「支店PE」》
  - イ 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限ります。）
  - ロ 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
  - ハ その他事業を行う一定の場所でイ及びロに掲げる場所に準ずるもの  
ただし、次に掲げる場所は、上記イからハまでの場所には含まれません（旧法令4の4②）。
    - (イ) 外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
    - (ロ) 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
    - (ハ) 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとって補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所
- (2) 外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務提供で1年を超えて行われるものをいいます。）を行う場所をいい、その外国法人の国内におけるその建設作業等を含みます。）（旧法二十の十九ロ）《いわゆる「建設PE」》
- (3) 外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で次に掲げる者（その事業に係る業務を、外国法人に対して独立して行い、かつ、通常の方法により行う者（いわゆる「独立代理人」）を除きます。）（旧法二十の十九ハ、旧法令4の4③）《いわゆる「代理人PE」》
  - イ 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除きます。ハにおいて同じです。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（いわゆる「同業者代理人」を除きます。）（旧法令4の4③一）《いわゆる「常習代理人」》
  - ロ 外国法人のために、顧客の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、その資産を顧客の要求に応じて引き渡す者（旧法令4の4③二）《いわゆる「在庫保有代理人」》
  - ハ 専ら又は主として一の外国法人のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者（旧法令4の4③三）《いわゆる「注文取得代理人」》

#### 〔改正の内容〕

- (1) **租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備**
  - イ PEの範囲について、我が国が締結した租税条約において国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、その租税条約においてPEと定められたもの（国内にあるものに限ります。）を国内法上のPEとすることとされました（法二十の十九）。
  - ロ **〔制度の概要〕** (1)の支店PEについて、その範囲を国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所に改めることとされました（法令4の4①）。
  - ハ **〔制度の概要〕** (2)の建設PEについて、建設PEを構成する場所を、国内にある長期建設工事現場等に限定することとされました（法二十の十九ロ、法令4の4②）。
  - ニ **〔制度の概要〕** (3)の代理人PEについて、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定を削除するとともに、同業者代理人に関する措置を廃止する等の措置が講じられました（旧法令4の4③）。

(2) PE認定の人為的回避防止措置の導入

イ 【制度の概要】(3)の代理人PEについて、次の見直しが行われました。

- (i) 国内において外国法人に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が外国法人の資産の所有権の移転等に関する契約である場合におけるその者が追加されました（法令4の4⑦）。
- (ii) 独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係（注）にある者に代わって行動する者が除外されました（法令4の4⑧）。

（注） 特殊の関係とは、その法人との間に直接・間接の持分割合50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者をいいます（法令4の4⑨、法規3の4）。以下同じです。

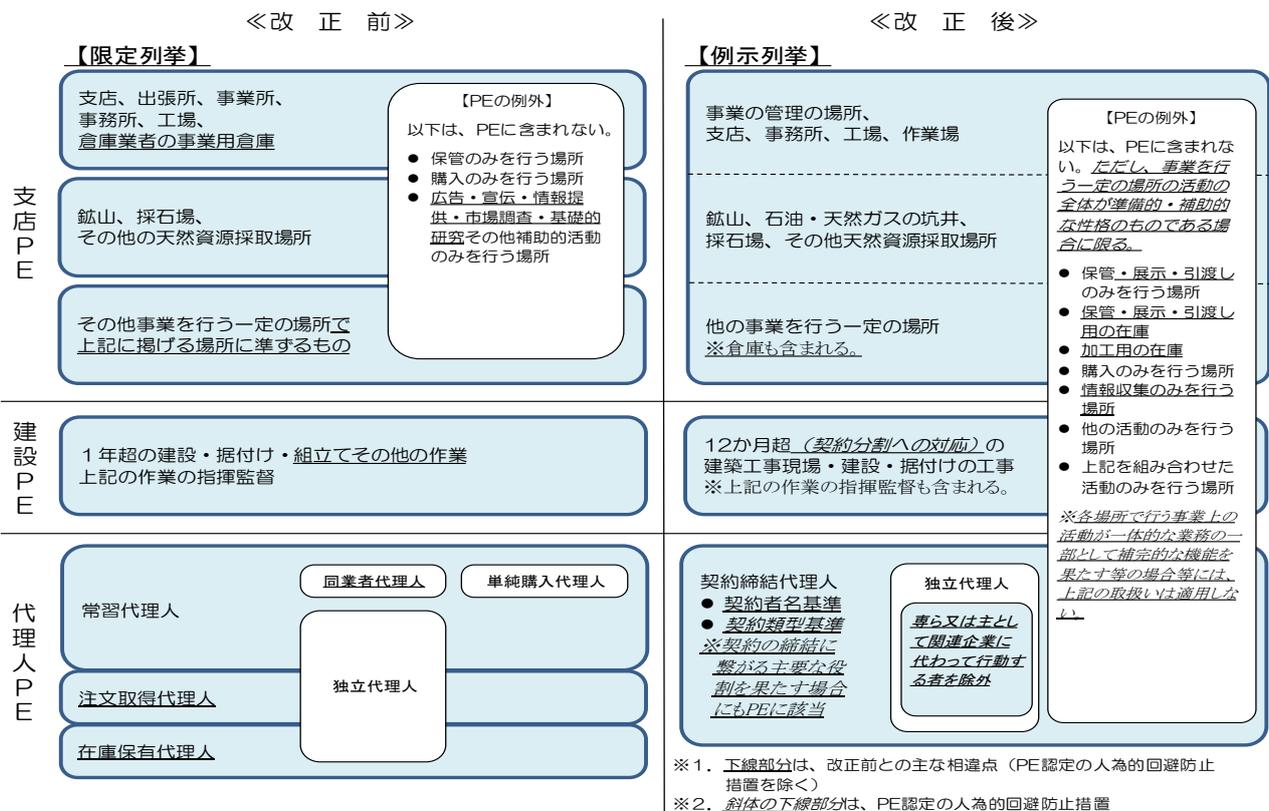
ロ 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として保有する場所等は、PEに含まれないこととされました（法令4の4④）。ただし、その活動が外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限られます。

（注） 上記の取扱いは、事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する外国法人と特殊の関係にある者がその事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う等の場合において、その事業を行う一定の場所がその者のPEに該当する等の一定の要件に該当するとき（その事業上の活動が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限ります。）は、その事業を行う一定の場所については、適用しないこととされています（法令4の4⑤）。

ハ 【制度の概要】(2)の建設PEにおける1年を超えて建設作業等を行うこととする要件について、契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより建設PEを構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであったと認められる場合には、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除いて、分割された期間を合計して判定を行うこととされました（法令4の4③）。

《イメージ図》

○ 国内法上のPEの範囲



【適用時期】

平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則21①）。

## 2 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設等

### (1) 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税（注1）の額でその収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額（分配時調整外国税相当額（注2））について、次の○ 控除の対象となる分配時調整外国税相当額により計算される金額を、その事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされました（法69の2）。

（注1） 分配時調整外国税とは、外国の法令に基づき信託財産に課される税で、所得税法第 212 条の規定による源泉徴収に係る所得税に相当するもの（以下「外国所得税」といいます。）のうち、その外国所得税の課せられた収益を分配するとしたならばその収益の分配につき所得税法第 181 条又は第 212 条の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分をいいます（法 69 の 2 ①）。

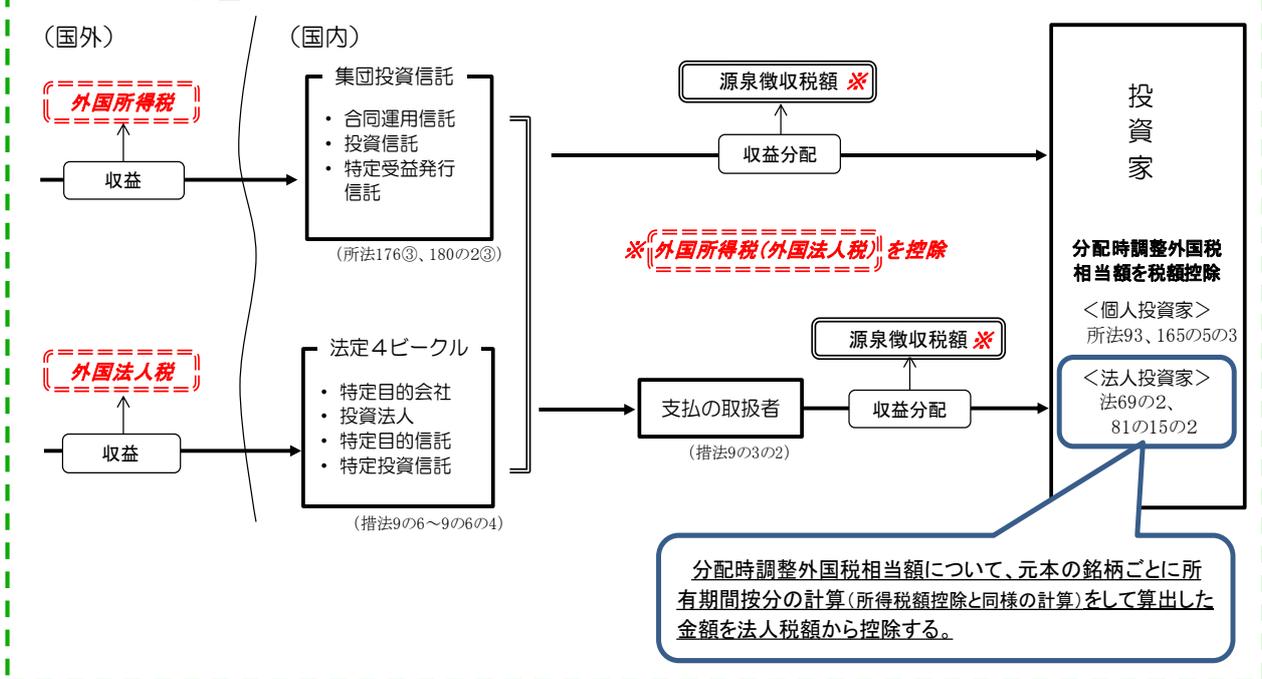
（注2） 分配時調整外国税相当額とは、内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る次に掲げる金額の合計額をいいます（法令 148①）。以下同じです。

イ 所得税法第 176 条第 3 項の規定により収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、その収益の分配（源泉所得税を徴収されるべきこととなる部分に限ります。）の額の総額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（その支払を受ける収益の分配につき源泉徴収される所得税の額を上限）

ロ 所得税法第 180 条の 2 第 3 項の規定により収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、その収益の分配（源泉所得税を徴収されるべきこととなる部分に限ります。）の額の総額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（その支払を受ける収益の分配につき源泉徴収される所得税の額を上限）

（参考）本制度の創設に合わせ、所得税額の控除制度（法 68）の対象となる所得税の額から分配時調整外国税相当額が除外される（法 68①）とともに、特定目的会社の利益の配当、投資法人の配当等、特定目的信託の剰余金の配当及び特定投資信託の剰余金の配当の支払を受ける場合についても、本制度と同様の措置が講じられています（措法 9 の 6 ～ 9 の 6 の 4）。

#### ＜イメージ図＞



#### ○ 控除の対象となる分配時調整外国税相当額

次のイ及びロの区分に応じ、それぞれ次の金額とされています（法令 148②）。

#### イ 集団投資信託（注）の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額

その元本を所有していた期間に対応する部分の金額

(注) 合同運用信託、公社債投資信託（所得税法 2①十五の二）（特定公社債等運用投資信託（法令 140 の 2①一）を除きます。）を除きます（法令 148②一）。

この計算方法は、所得税額の控除（法 68）と同様ですが、具体的には次のとおり、《原則法》又は《簡便法》により計算します。

#### 《原則法》

元本の銘柄ごと、所有期間の月数ごとに次の算式により計算します（法令 148③）。

（算式）

$$\text{控除の対象となる分配時調整外国税相当額} = \text{収益の分配に対する分配時調整外国税相当額} \times \left[ \frac{\text{分母の期間のうちその元本を所有していた期間の月数}}{\text{収益の分配の計算の基礎となった期間の月数}} \right] \text{（注）}$$

（注） この割合について、小数点以下 3 位未満の端数は切り上げます。

#### 《簡便法》

集団投資信託の収益の分配の計算期間が 1 年を超えるものと 1 年以下のものに区分して、銘柄ごとに次の算式により計算します（法令 148③）。

（算式）

$$\text{控除の対象となる分配時調整外国税相当額} = \text{区分された収益の分配に対する分配時調整外国税相当額} \times \left[ \frac{\text{A} + (\text{B} - \text{A}) \times \frac{1}{2} \text{（注1）}}{\text{B}} \right] \text{（注2）}$$

【A】：分配時調整外国税相当額に係る収益の分配の計算の基礎となる期間の開始時に所有する元本の数

【B】：分配時調整外国税相当額に係る収益の分配の計算の基礎となる期間の終了時に所有する元本の数

（注 1） 収益の分配の計算期間が 1 年を超えるものについては、 $\times \frac{1}{12}$  とします。

（注 2） この割合については、  
イ 【B】が【A】に満たない場合には、これを 1 とします。  
ロ 小数点以下 3 位未満の端数は切り上げます。

#### □ 上記イ以外の分配時調整外国税相当額

その分配時調整外国税相当額の全額

#### 申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付する必要があります。この場合の控除される金額は、その書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額が限度とされます（法 69 の 2③）。

ロ 本制度の適用を受ける場合、税額控除の順序は、まず本制度による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法 70）をした後に、所得税額の控除（法 68）及び外国税額の控除（法 69）をするものとされます（法 70 の 2）。

ハ 元本を所有していた期間に対応する部分の金額の計算方法については、継続適用が要件とされていませんので、事業年度ごとに、上記の《原則法》又は《簡便法》いずれかの方法を選択することができます。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法 81 の 15 の 2）。

〔適用時期〕

平成32年1月1日以後に支払を受ける集団投資信託の分配に係る分配時調整外国税相当額について適用されます（改正法附則30、35）。

(2) その他の改正

上記(1)に伴い、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
イ 一般寄附金の損金算入限度額（法令73②四、155の13②五、改正法令附則1四）	○ 寄附金の損金算入限度額の計算における所得の金額の計算上適用しないこととされる規定に、下記ロの規定が追加されました。	平32.1.1以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る分配時調整外国税相当額について適用されます。
ロ 分配時調整外国税相当額の損金不算入（法41の2、81の8の2、改正法附則23、34）	○ 上記(1)の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係るその分配時調整外国税相当額は、損金の額に算入しないこととされました。	同 上
ハ 特定同族会社の特別税率（法67③、81の13②、改正法附則1六ロ）  （法令139の10①②二、155の25一ロ、改正法令附則1四）	○ 留保金額の計算上、留保所得金額から控除する法人税額及び地方法人税額について、法人税額及び地方法人税額の合計額から上記(1)の規定により控除をされるべき金額を控除した金額とすることとされました。  ○ 留保金額の計算上、留保所得金額から控除する道府県民税及び市町村民税の額について、上記(1)の規定により控除をされるべき金額が道府県民税及び市町村民税の額の計算の基礎とする法人税の額から控除する税額控除額に含まれないこととされました。	同 上  同 上
ニ 所得税額の控除（法68①、81の14①、法令140の2①、155の26①、改正法附則1六ロ、改正法令附則1四）	○ 税額控除の対象となる所得税の額から分配時調整外国税相当額を除外することとされました。（再掲）	同 上
ホ 税額控除の順序（法70の2、81の17、改正法附則1六ロ）	○ 法人税における税額控除の順序について、まず上記(1)の規定による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法70）をした後に、所得税額の控除（法68）及び外国税額の控除（法69）をするものとされました。（再掲）	同 上
ヘ 欠損金の繰戻しによる還付（法80①、81の31①、改正法附則1六ロ）	○ 上記(1)の規定により法人税額から控除をされた金額がある場合においても、その金額を欠損金の繰戻しによる還付金額の計算の基礎となる法人税額に加算しないこととされました。	同 上
ト 連結法人税の個別帰属額の計算（法81の18①、改正法附則1六ロ）  （法令155の43②七・八、改正法令附則1四）  （法令155の44①、改正法令附則1四）	○ 連結法人税の負担額として帰せられる金額又は減少額として帰せられる金額の計算における減算調整額に、上記(1)の規定により控除をされる金額のうち各連結法人に帰せられる金額が追加されました。  ○ 留保金個別帰属額について、上記(1)及び下記ルの規定を適用しないものとして減少額として帰せられる金額及び負担額として帰せられる金額（分配時調整外国税相当額がある場合には、その額を控除した金額）を計算することとされました。  ○ 連結法人税の額から控除する所得税の額のうち各連結法人に帰せられる金額について、対象となる所得税の額から分配時調整外国税相当額を除くこととされました。	同 上  同 上  同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
チ 外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入（法142の6の2、改正法附則39）	○ 外国法人について、上記ロと同様の改正が行われました。	同 上
リ 外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除（法144の2の2、改正法附則40）	○ 外国法人について、上記(1)と同様の改正が行われました。	同 上
ヌ 税額控除の順序（法144の2の3、改正法附則1六ロ）	○ 外国法人が上記リの規定の適用を受ける場合の税額控除の順序は、まず同制度による控除をした後に、外国法人に係る所得税額の控除（法144）及び外国法人に係る外国税額の控除（法144の2）の規定による控除をするものとされました。	同 上
ル 分配時調整外国税相当額の控除（地方法12の2、地方令3の2、改正法附則1六ハ、改正地方令附則一）	○ 地方法人税についても、分配時調整外国税相当額の控除制度が創設されました。	同 上
ヲ 税額控除の順序（地方法14、改正法附則1六ハ）	○ 地方法人税における税額控除の順序について、まず上記ルの規定による控除をすることとされました。	同 上
ワ 連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算（地方法15①三、地方令4③、改正法附則1六ハ、改正地方令附則一）	○ 連結法人の地方法人税の負担額として帰せられる金額又は減少額として帰せられる金額の計算における減算調整額に、上記ルの規定により控除をされる金額のうち各連結法人に帰せられる金額が追加されました。	同 上
カ 特定目的会社に係る課税の特例（旧措法67の14④⑤、旧措令39の32の2⑫～⑮、改正法附則1六ホ、99①）	○ 特定目的会社の利益の配当の額の支払を受ける者がその支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額に係る源泉徴収税額は、特定目的会社が納付した外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされました。	平32. 1. 1前に支払われた特定目的会社の利益の配当の額については、従来どおり適用されます。
コ 投資法人に係る課税の特例（旧措法67の15④⑤、旧措令39の32の3⑭～⑰、改正法附則1六ホ、99②）	○ 投資法人の配当等の額の支払を受ける者がその支払を受ける投資法人の配当等の額に係る源泉徴収税額は、投資法人が納付した外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされました。	平32. 1. 1前に支払われた投資法人の配当等の額については、従来どおり適用されます。
ク 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例（旧措法68の3の2④⑤、旧措令39の35の2⑫～⑮、改正法附則1六ホ、101①）	○ 特定目的信託の利益の分配の額の支払を受ける者がその支払を受ける特定目的信託の利益の分配の額に係る源泉徴収税額は、特定目的信託が納付した外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされました。	平32. 1. 1前に支払われた特定目的信託に係る利益の分配の額については、従来どおり適用されます。
ケ 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例（旧措法68の3の3④⑤、旧措令39の35の3⑨～⑫、改正法附則1六ホ、101②）	○ 特定投資信託の収益の分配の額の支払を受ける者がその支払を受ける特定投資信託の収益の分配の額に係る源泉徴収税額は、特定投資信託が納付した外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされました。	平32. 1. 1前に支払われた特定投資信託に係る収益の分配の額については、従来どおり適用されます。

### 3 その他

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国内にある資産の譲渡により生ずる所得（法令178①五・⑧～⑩、改正法令附則21）	○ 不動産関連法人の株式譲渡益課税における適用対象となる不動産関連法人の判定時期について、株式等の譲渡の日から起算して365日前の日からその譲渡の直前の時までのいずれかの時に見直されました。	平30. 4. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 外国法人の提出する法人税申告書に係る記名押印（法151、改正法附則41）	○ 外国法人が法人税申告書（中間申告書、確定申告書、退職年金等積立金中間申告書及び退職年金等積立金確定申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいいます。）を提出する場合における自署押印制度が廃止され、「国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者」が記名押印することとされました。	平30. 4. 1以後に終了する事業年度の確定申告書、同日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税の中間申告書並びに確定申告書及び中間申告書に係る修正申告書で同日以後に提出するものについて適用されます。
(3) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（措法66の6②三イ(2)、68の90②三イ(2)、改正法附則98①、116①）  (措令39の15①②、39の115①②、措規22の11⑤⑥、22の76⑤⑥、改正法附則98①、116①、改正措令附則29①、42①)	○ 外国子会社合算税制について、次の見直しが行われました。 イ 経済活動基準 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち外国金融子会社等に相当する金融持株会社について、事業基準を満たすこととされました。  ロ 一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除の特例 一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社の特定部分対象外国関係会社株式等（注1）の特定譲渡（注2）に係る譲渡利益額は、その一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額の計算上控除することとされました。 （注1） 特定部分対象外国関係会社株式等とは、居住者等株主等の一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る持株割合等が50%を超えることとなった日（以下ロにおいて「特定関係発生日」といいます。）にその一定の特定関係会社又は対象外国関係会社が有する部分対象外国関係会社に該当する外国法人の株式等をいいます。 （注2） 特定譲渡とは、次の(イ)から(ホ)までの要件の全てに該当する特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡をいいます。 (イ) 親会社である内国法人等又はその内国法人等に係る部分対象外国関係会社への譲渡であること (ロ) 特定関係発生日から原則として同日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に行われる譲渡であること (ハ) 譲渡の日から2年以内にその一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社の解散が見込まれる場合等における譲渡であること (ニ) 居住者等株主等の外国法人に係る持株割合等を50%超とする目的など、一定の事項を記載した計画書に基づいて行われる譲渡であること (ホ) 特定部分対象外国関係会社株式等を発行した外国法人のみなし配当事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合におけるその特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡でないこと	外国関係会社の平30. 4. 1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用され、外国関係会社の同日前に開始した事業年度に係る課税対象金額等については、従来どおり適用されます。  同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の17の2②、39の117②、改正措令附則29②、42②)</p>	<p>ハ 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合は、その外国関係会社に係る各事業年度の租税の額の所得の金額(決算に基づく所得の金額につき、税法令がある国に所在する外国関係会社が計算する場合と同様の調整を加えて計算した額)に対する割合とすることとされました。この場合において、その外国関係会社が受ける配当等の額があるときは、その配当等の額はその所得の金額から減算することとし、その所得の金額がないとき又は欠損の金額となるときは、その外国関係会社に係る租税負担割合は零とすることとされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措令39の17の3⑩二、39の117の2⑩二、改正法附則98①、116①)</p>	<p>ニ 部分合算課税制度における部分適用対象金額 (イ) 関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子 部分合算課税の対象としないこととされる関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子について、その関連者等の範囲から個人を除外することとされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措令39の17の3⑨、39の117の2⑨、措規22の11⑩、22の76⑨、改正法附則98①、116①)</p>	<p>(ロ) 一定の金利スワップに係る損益 部分合算課税の対象とされる受取利子等の範囲から一定の金利スワップに係る損益を除外することとされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措法66の6⑥⑦、68の90⑥⑦、措令39の17の3①②③④、39の117の2①②③④、改正法附則98①、116①)</p>	<p>(ハ) 解散した外国金融子会社等に係る部分適用対象金額 解散により外国金融子会社等に該当しないこととなった部分対象外国関係会社のその該当しないこととなった日から原則として同日以後3年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度の一定の金融所得について、部分合算課税の対象としないこととされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措法66の6②七、68の90②七、措令39の17①②、39の116①②、改正法附則98①、116①)</p>	<p>ホ 外国金融子会社等に係る部分合算課税制度 (イ) 外国金融子会社等に該当する保険子会社の要件 英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合には、これらを一体として外国金融子会社等の該当要件の判定を行うこととされました。 英国ロイズ市場以外で、保険委託者と保険受託者を別会社とした上で、現地の法令に従って、これらが一体となって保険業を営む場合についても、同様の改正が行われました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措令39の17③～⑨、39の116③④、措規22の11⑧⑨、改正法附則98①、116①)</p>	<p>(ロ) 外国金融子会社等に該当する外国金融持株会社の要件 A 一の内国法人による100%保有要件 対象となる部分対象外国関係会社に関する「一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人及びその一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件に見直されました。 B 外国金融機関等に対する経営管理要件及び経営管理業務従事要件 その本店所在地国の法令に準拠して専ら外国金融機関(原則として発行済株式等の50%超を有するものに限り、)及び他の外国金融持株会社(発行済株式等の50%超を有するものに限り、)の経営管理等を行う旨の要件(経営管理要件)並びにこれらの経営管理を的確に遂行するために必要と認められる業務の全てに従事している旨の要件(経営管理業務従事要件)について、その対象に特定中間持株会社が原則として発行済株式等の50%超を有する外国金融機関及び特定中間持株会社が発行済株式等の50%超を有する他の</p>	<p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法66の6②一ハ、措令39の14の2⑤、改正法附則98①)</p> <p>(措法66の6⑧一、68の90⑧一、措令39の17の4②～⑤、39の117の3②～⑥、改正法附則98①、116①)</p> <p>(措法66の7④⑦～⑬、68の91④⑦～⑱、措令39の18⑱、39の118⑱～㉔、改正法附則98②～④、116②～④、改正措令附則29③、42③)</p>	<p>外国金融持株会社が追加されました。</p> <p>㉔ 外国金融持株会社又は特定中間持株会社の判定上、発行済株式等の50%超を有する外国金融機関に、法令等によりその発行済株式等の50%超の保有が認められないものうち一定の要件を満たす外国法人が含まれることとされました。</p> <p>C 75%要件 総資産の帳簿価額のうちに外国金融機関等の株式等の帳簿価額の占める割合が75%を超える旨の要件について、(A)に掲げる金額の(B)に掲げる金額に対する割合が75%を超え、かつ、(C)に掲げる金額の(D)に掲げる金額に対する割合が50%を超える旨の要件に見直されました。</p> <p>(A) その有する特定外国金融機関、他の外国金融持株会社、特定中間持株会社及び従属関連業務子会社の株式等の帳簿価額の合計額</p> <p>(B) その総資産の帳簿価額から特定外国金融機関、他の外国金融持株会社、特定中間持株会社及び従属関連業務子会社に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額</p> <p>(C) その有する特定外国金融機関、他の外国金融持株会社及び特定中間持株会社の株式等の帳簿価額の合計額</p> <p>(D) 総資産の帳簿価額から特定外国金融機関、他の外国金融持株会社及び特定中間持株会社に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額</p> <p>D 外国関係会社の該当要件 外国金融持株会社及び特定中間持株会社の判定において、発行済株式等の50%超を有する外国金融機関に含まれることとされた一定の外国法人(法令等によりその発行済株式等の50%超の保有が認められないものうち一定の要件を満たす外国法人)は、本制度の適用上、外国関係会社に該当することとされました。</p> <p>㉕ 異常な水準の資本に係る所得の課税 異常な水準の資本に係る所得の課税について、対象となる部分対象外国関係会社に関する「一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件について、上記(㉔)Aと同様の見直しが行われました。</p> <p>㉖ 二重課税調整 内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税、法人税、地方法人税及び法人住民税(改正前：所得税及び法人税)の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額をその内国法人の法人税及び地方法人税(改正前：法人税)の額から控除することとされました。</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>外国関係会社の平30.4.1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等に係る所得税等の額について適用されます。</p>
<p>(4) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例(措法66の9の2、66の9の3、68の93の2、68の93の3、措令39の20の2～39の20の5、39の20の7、39の120の2～39の120の5、39の120の7、措規22の11の2、22の76の2、改正法附則98⑤～⑧、116⑤～⑧、改正措令附則30、43、改正措規附則27、</p>	<p>○ 上記(3)内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の改正と同様の改正(上記(3)ロ(一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除の特例)及びホ(イ)(外国金融子会社等に該当する保険子会社の要件)の改正を除きます。)が行われました。</p>	<p>上記(3)の適用時期等と同様となります。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
32)		
(5) 外国組合員に対する課税の特例(措法67の16①～③⑤、措令39の33①⑤、措規22の19の2②、改正法附則100①)	○ 恒久的施設(PE)の範囲の見直し(36ページV1参照)に伴い、本特例について、適用要件を満たすものはその投資組合契約に基づいて行う事業につきPEを有しないものとみなす措置であったのを、PE帰属所得(投資組合契約に基づいて行う事業に係るPEに帰せられる一定のものに限ります。)に対する法人税を非課税とする措置に改組されました。	平31. 1. 1以後に開始する事業年度において有することとなる国内源泉所得について適用され、同日前に開始した事業年度において有することとなった国内源泉所得については、従来どおり適用されます。
(6) 外国法人の提出する申告書に係る記名押印(地方法30、改正法附則42②)	○ 外国法人が地方法人税申告書(地方法人税中間申告書、退職年金等積立金の中間申告に係る申告書(期限後申告書を含みます。)、地方法人税確定申告書及び退職年金等積立金の確定申告に係る申告書(期限後申告書を含みます。))並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいいます。)を提出する場合についても、上記(2)と同様とされました。	平30. 4. 1以後に終了する課税事業年度の地方法人税確定申告書、同日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税の地方法人税中間申告書並びに地方法人税確定申告書及び地方法人税中間申告書に係る修正申告書で同日以後に提出するものについて適用されます。
(7) 外国法人の提出する申告書に係る記名押印(復興財源確保法60、改正法附則126②)	○ 外国法人が復興特別法人税申告書に係る修正申告書を提出する場合についても、上記(2)と同様とされました。	課税事業年度の復興特別法人税申告書に係る修正申告書で平30. 4. 1以後に提出するものについて適用されます。
(8) 申告納税に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等(実特省令9の2、実特認定省令1、平30総務省・財務省告示第1号)	○ 第三国に所在する恒久的施設(PE)に帰せられる所得に対して租税条約の特典が制限される場合に国税庁長官からその特典を受けるための手続等の整備が行われました。	平30. 4. 1から施行されます。